



6月14日 ～6月23日

## 3 才末满，町民顽非課㼛

世帯はいままでとおり


象
が
$\overrightarrow{6}$
歳
な
」
た
月
の
 ハーツㅇாーロイィ』
 に
い
し
も
医
療
分
助
成
 ※
垡
6
6
0
1
1
1
早
号








[^0]
## 重度心身障害者 <br> 母 子家庭等 の医療費制度を改正

乳幼児
老人医㞠費助成制度（道老）は平成20年3月で廃止

## 〔こうなる医療費助成制度〕

| 助成制度 | 助成の対象 | 自己負担額 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 3 歳未満 | 3 歳以上 |  |
|  |  |  | 町民税非課税世帯 | 町民税課税世帯 |
| 乳幼児 | 就学前までの乳幼児（6歳に達する日以後の最初の 3月31日まで） | 無 | 無 | 1 割 <br> （月額の上限額） <br> ①通院 12，000円（個人ごと） <br> （2）通院と <br> 入院 40，200円（世帯ごと） |
| ひとり親家庭等 （母子家庭等） | ひとり親家庭の母 または父と子 <br> ※母及び父は，入院に限る | 初診時一部負担金 <br> （1）医科受診時 $580 円$ <br> （2）歯科受診時 510円 <br> （3）柔道整復師の <br> 施術時 270円 | 初診時一部負担金 <br> （1）医科受診時 580円 <br> （2）歯科受診時 510円 <br> （3）柔道整復師の <br> 施術時 270円 | 1 割 <br> （月額の上限額） <br> ①通院 12，000円（個人ごと） <br> （2）通院と <br> 入院 40，200円（世帯ごと） |
| 重度心身障害者 | 身障手帳1級，2級， 3 級（内部疾患），療育手帳A判定，重度知的障害者など | 初診時一部負担金 <br> （1）医科受診時 580 円 <br> （2）歯科受診時 510円 <br> （3）柔道整復師の <br> 施術時 270円 | 初診時一部負担金 <br> （1）医科受診時 580円 <br> （2）歯科受診時 510円 <br> （3）柔道整復師の <br> 施術時 270円 | 1 割  <br> （月額の上限額）  <br> （1）通院 12，000円（個人ごと） <br> （2通院と  <br> 入院  <br>  40，200円（世帯ごと） |




[^0]:    
    
    

